

アジャリティー規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、定款第28条(4)により、アジャリティー競技について定める。

第2章 コース

(競技リング)

第2条 競技を行なうリングは、屋内においては最低20m×40m、屋外においては最低30m×40mの広さを必要とし、表面が滑りやすい素材で覆われていたり、くぼみによって、出陳犬及び指導手に危害を与えるようなものであつてはならない。

2 リングを複数設置する場合には、リング間に通過できない仕切りを立てるか、10m程度の間隔を置かなければならない。

(コース)

第3条 コースは、次の要領により担当審査員が設計する。

- (1) コースの長さは、100m以上200m以内とする。
- (2) 障害の数は、15個以上20個以内とする。
- (3) 障害の内、7個以上はジャンプ障害(ハードル、ウォール、タイヤ)としなければならない。
- (4) 最低8個以上のハードルを含んでいなければならない。
- (5) コースには、最低2回の方向転換を盛り込まなければならない。
- (6) 連続する2つの障害の間は、5~7m離さなければならぬ。

第3章 障 害

(障害)

第4条 競技に使用する各障害は、出陳犬に危害を及ぼすものであつてはならない。

(障害の種類と寸法)

第5条 障害の種類と寸法は、次の通りとする。

(1)一重ハードル

金属・プラスチック以外の材質のバー、パネル、ゲート、ブランなどを取り付けたハードルで、取り付けたバーやパネルは容易に取り外すことができる。バーの高さと幅は次の通りとする。

高さ S : 25~35cm M : 35~45cm L : 55~65cm
幅 最小で1.20m

(2)二重ハードル(スプレッド・ジャンプ)

前号の一重ハードルのうち、バー付ハードルを使用し、2つ組み合わせて構成する。それぞれの高さの差は15~25cmとし、高いバーを後ろに置く。高いバーの高さは一重ハードルに準じ、全体の合計幅は次の通りとする。
全体の合計幅 S : 30cm M : 40cm L : 55cm

(3) コンビネーションジャンプ

最大 3 つのバー付一重ハードルから構成されるが、1 つの障害と見なす。障害の高さは、一重ハードルに準じ、ハードルは、直線上にのみ設置することができ、ハードル間の距離は S で 2 m、M で 3 m、L で 4 m とする。この障害は、1 回のみ通過するものとする。

(4) オール（壁）

ウォール部分に、トンネル形の開口部を 1 ～ 2 個所設けることができ、上部に「U」の形をした取り外し可能なユニットを取り付ける。幅は、最小で 1.20 m。厚さは、約 20 cm。高さは、一重ハードルに準じる。

(5) テーブル

一辺が 0.90 m ～ 1.20 m の正方形で、高さは、S と M が 35 cm、L が 60 cm とし、表面が滑りにくく安定したものでなければならぬ。

電動計時装置（5 秒間のカウントの終了時に音声で合図される物）をテーブル表面に埋め込むように設置することができる。ただし、この場合、各辺の端から 10 cm 以内に設置してはならない。

(6) ドッグ・ウォーク（歩道橋）

最高部の高さは、1.20 m ～ 1.35 m とし、各傾斜路の下部 90 cm を接觸部分とし、側面も含め異なる色で着色する。また、各傾斜路には、犬が滑らず容易に登れるようにするため、約 25 cm 每の等間隔に幅 2 cm、厚さ 5 ～ 10 mm で、先端が鋭くなつていない滑り止めの板を取り付けることとする。

ただし、接觸部分の始まりから 10 cm 以内に取り付けることはできない。

各傾斜路並びに歩行路の長さと幅は、次の通りとする。

長さ 3.60 m ～ 4.20 m
幅 30 cm

(7) シーソー

表面は、滑りにくくしなければならぬが、ドッグ・ウォーク（歩道橋）のように滑り止め板を使用してはならない。また、両端から 90 cm までを接觸部分とし、側面も含め異なる色で着色する。軸と端の真ん中に 1 kg のおもりを載せたとき、2 ～ 3 秒以内に板が傾くよう調整されなければならない。板の長さと幅、中央軸の高さは、次の通りとする。

長さ 3.65 m ～ 4.25 m
幅 30 cm

中央軸の高さ 板の長さの 6 分の 1 とし、3.65 m のときは 60 cm とし、4.25 m のときは 70 cm とする。

(8) A フレーム

2 つの傾斜路で A 形を成し、頂点は犬に危険とならないよう、必要があれば覆いを被せなければならない。各傾斜路の下部 1.06 m を接觸部分とし、側面も含め異なる色で着色する。また、各傾斜路には、犬が滑らずに容易に登れるようにするために、約 25 cm 每の等間隔に、幅 2 cm、厚さ 5 ～ 10 mm で先端が鋭くなつていない滑り止めの板を取り付けることとする。ただし、接觸部分の始まりから 10 cm 以内に取り付けることはできない。

傾斜路の長さと幅、頂点までの高さは、次の通りとする。

長さ 2.65 m ～ 2.75 m。幅 90 cm とし、基底部は 1.15 m まで広げることができる。
頂点の高さ 開いた状態で地面から 1.70 m、角度は 101.5°

(9) ウィーピング・ポール（スラローム）

ポールの数は、8 本、10 本、12 本のいずれかとし、ポールの間隔は 60 cm とする。
ポールは頑丈で次の大きさのものを使用する。
直径 3 ～ 5 cm。高さ 1 ～ 1.20 m

(⑩) チューブ・トンネル

直径60cm、長さ3～6mで、1つ以上のカーブがつくることのできる柔軟な構造であることとする。

(⑪) フラット(柔)・トンネル

入口は、頑丈な構造で、奥行き90cm、高さ60cm、幅60cm～65cmとし、出口は、柔軟素材で構成され、直径60cm～65cm、長さ2.5m～3.5mとする。
可能であれば出口を留め具で固定し、個々の留め具の間隔は50cm以下とし、あらゆるサイズの犬が容易に抜けられなければならない。

(⑫) タイヤ

開口部の直径は、45～60cmとし、地面から開口部中央までの高さは、SとMを55cm、Lが80cmとする。タイヤの高さは、チーンあるいはロープにより調節できるものとし、固定してはならず、安全上の理由から、タイヤの下半分は、詰め物で満たされてなければならぬい。

この障害の設置基底部の幅は、カテゴリーLの場合、約1.5×地面からタイヤの頂点までの高さでなければならない。

(⑬) ロング・ジャンプ

2～5個のユニットで構成し、ユニットは、幅1.20m、奥行き15cmで、少し傾斜があり、最も低いユニットの高さを15cm、最も高いユニットの高さを28cmとする。ユニットは、低いものから順に配置され、長さとユニット数は次の通りとする。

S：40～50cm（2ユニット）

M：70～90cm（3～4ユニット）

L：1.20～1.50m（4～5ユニット）

この障害の四隅すべてに、高さ約1.20m以上のコーナー・ポールを設置し、どのユニットにも固定してはならない。また、必要ならば、犬と指導手の安全のために、これらのポールの上部に覆いを被せなければならない。

(⑭) スタート及びゴール

スタートライン及びゴールラインは、それぞれ最初と最後の障害から1m以内に設置し、目印となるポールの間は、ハードルのバーの長さに左右各50cm加えた長さとする。
スタートラインは、目印となるポールの延長線上とし、ゴールラインは、目印となるポールの間とする。

スタート地点ゴール地点とともに、犬にとつて十分な広さとして、少なくとも6mを必要とする。

第4章 審査

(コース検分)

第6条 主催者は、競技開始前にコースが設置されたリング内に指導手のみ入れ、検分させなければならない。

第7条 審査員は、競技開始前に、競技会の性質、コース標準タイム、リミットタイム、採点方法について指導手に説明しなければならない。

(テストハンドリング)

第8条 テストハンドリング（モデル犬による試走）は、主催者の任意により実施することができる。

(コース図配布の規制)

第9条 コース図は、競技開始前に発表し又は配布してはならない。なお、競技終了後に配布する場合、当該審査員の許可を得なければならない。

(コース標準タイム)

第10条 コース標準タイムは、担当審査員が当該コースに対して、競技会の水準、コースの難易度及び競技場の地面の状態によって選定された旋回スピードに従って決定する。

(リミットタイム)

第11条 リミットタイムは、担当審査員がコース標準タイムの1.5倍～2倍の中で設定される。

(指導手の注意事項)

第12条 指導手は、競技中次の各事項を遵守しなければならない。

- (1)審査に対し、意義を申し立ててはならない。
- (2)出陳犬に、競技中リードや首輪など一切装着してはならない。
- (3)指導手は、競技中、手に何も持つてはいけない。
- (4)競技中に、指導手は、故意に出陳犬に触れたり、競技を中断させてはならない。
- (5)指導手が、障害に触れたり、障害を通過してはならない。

(障害上の注意事項)

第13条 競技上、各障害の次の点に注意して行う。

- (1)アジャリティー1度のコースには最大3つのタッチ障害を使用する。アジャリティー2度・3度のコースには最大4つのタッチ障害を使用する。
- (2)テーブルでは、出陳犬がテーブルに上がった時点から5秒間カウントする。その間、出陳犬はどういう姿勢でも構わない。
- (3)ヴァーピング・ポールで、第一ポールは右側、第二ポールとなるよう交互に通過していくかなければならない。
- (4)スプレッド・ジャンプ及びタッチ障害はコースの最初あるいは最後の障害として設置してはならない。
- (5)タイヤ及びロング・ジャンプは、常にその前の障害の直線上に設置しなければならない。
- (6)コンビネーション・ジャンプで、途中のハードルで拒絶があつた場合、次のハードルを跳んでも良いが、再び最初から行わなければならない。
- (7)ロング・ジャンプの際、犬又は指導手が、コーナー・ポールに接触したり倒したりしたことによって障害の一つが倒れたとしても減点はされない。
- (8)1度では、スプレッド・ジャンプ及びコンビネーション・ジャンプは使用されるべきではない。
- (9)最初と最後の障害は、ハードルでなければならず、最初のハードルは一重ハードルにすべきである。また、それはコンビネーション・ジャンプの一部であつてはならない。

(競技時間の計測)

第14条 競技時間の計時は、犬がスタートラインを越えた時点から開始し、ゴールラインを通過した時点で終了し、1／100秒まで計時する。
2 前項において、指導手がスタートラインを示すポールの間を通過した時も、計時は開始される。

(タイム減点)

第15条 競技時間が、コース標準タイムを超えた場合、1.00秒であれば1.00点の減点が課せられる。

(失敗による減点)

第16条 次の各号に該当した場合、失敗となり、それぞれ減点が課せられる。

- (1)指導手が、故意に障害に触れた時。1回に付5点の減点。
- (2)指導手が、故意に犬に接触し、誘導した時。1回に付5点の減点。
- (3)指導手が、スタート・ゴールを示すポールの間を通過した時。通過した時点で5点の減点。
- (4)出陳犬が、次の障害をクリアする前に、障害を倒したり落とした時。1回に付5点の減点。
- (5)接触部分の定められている障害の接触部分に触れなかつた時。1回に付5点の減点。

- (6) テーブルで、審査員の指示前に犬がテーブルを離れた時。離れた時点で5点の減点。
- (7) テーブルで、犬がテーブル上より滑り落ちた時。落ちた時点で5点の減点。
- (8) シーンで、板が地面に着く前に、跳び下りた時。跳び下りた時点で5点の減点。
- (9) ロング・ジャンプで、ユニットの1つを傾けたり、倒したり、構成ユニット間に犬の足が着地した時。着地した時点で5点の減点。
- (10) ウィーピング・ポールで、ポールを正しく通過しなかった時。なお、2回目以降の失敗は1回のみの減点とする。

(拒絶による減点)

第17条 出陳犬が次の各号に該当した場合、拒絶となり、1回に付5点の減点が課せられる。

- (1) 各障害の前やコース上で立ち止まった時。
- (2) コースから逸走したり、障害の横を通り過ぎた時。
- (3) タイヤの開口部ではなく、外枠の間を通過した時。
- (4) ロング・ジャンプを歩いて通過したり、側面に跳び出したり、側面から入ったり、走り抜けたりした時。
- (5) チュープ・トンネル、フラット・トンネル内に頭部、または足を入れた後に戻った時。
- (6) ウィーピング・ポールで、入口に頭部・前肢に入れた後に戻った時。
- (7) テーブルに、犬がテーブルへの進行方向とは逆の方向より上がった時。
- (8) テーブルの下を通じた時。
- (9) ドッグ・ウォーク、Aフレームで、全ての足が下り傾斜路にかかる前に跳び下りた時。
- (10) シーンで、中央軸を越える前に跳び下りた時。
- (11) ウィーピング・ポールで、入口を間違えた時。

(失格)

第18条 次の各号に該当した場合、失格となる。

- (1) 3回目の拒絶を宣告された時。
- (2) 競技時間がリミットタイムを越えた時。
- (3) 出陳犬が、障害順を誤って競技したり、通過し忘れた時。
- (4) 指導手が、障害を通過したり、障害の上や下を通過した時。
- (5) 指導手が、審査員の指示なしに競技を中断した時。
- (6) 出陳犬が、競技中リング内で糞尿をした時。
- (7) 出陳犬が、指導手の指示に従わず、競技中リンク外に出たり、制御不能になつた時。
- (8) 出陳犬が、障害を誤って反対方向から通過した時。
- (9) 出陳犬が、審査員の指示なしにスタートラインを越えた時。
- (10) 指導手が、テーブルに設置されている電動計時装置を作動させた時。
- (11) テーブルで、審査員から合図が出される前に出陳犬がテープルを離れ、次の障害を行つた時。
- (12) ウィーピング・ポールで、3ゲート以上を逆走した時。
- (13) ウィーピング・ポールを、正しく通過せずに次の障害を行つた時。
- (14) コンビネーション・ジャンプで、一つのハードルで拒絶があつたにも関わらず、最初からやり直さずに、次の障害を行つた時。
- (15) 指導手が、審査員に対し不適切な態度・言動を行つた時。
- (16) 指導手が、出陳犬に暴力を振るったり、手荒く扱つた時。
- (17) 出陳犬が、首輪を付けたまま競技を行つた時。
- (18) 指導手が、手に物を持ったまま競技を行つた時。
- (19) 大又は指導手が、障害を正しく行えないようにしてしまったと、審査員が判断した時。
- (20) 犬が絶えず指導手に攻撃的である時。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、必要に応じて中央アジリティー委員会に諮問し、その答申を経て、理事
会の議決によつて行う。

付 則

この規程は、2002年1月1日から施行する。

改正 2007年1月23日